

## 未成年者の契約

### 保護者と商品選択を

(2017年1月17日掲載原稿)

未成年者は、社会人としての知識や経験・判断能力が未熟なため、社会全体として保護し、育成すべき対象だと考えられています。民法では、20歳未満の未成年者が法定代理人（保護者）の同意を得ないで契約をした時は、その契約を取り消すことができるとしています。

しかし、未成年者が行った契約であっても取り消すことができない場合もあります。例えば、お年玉やお小遣いは、未成年者が自由に使うことが認められていると考えられるため、その範囲内で購入した商品が、保護者から見て不適切なものであっても、契約を取り消すことはできません。

他にも、保護者があらかじめ同意していた契約は取り消すことができません。契約時に保護者が同行していなくても、商品の購入を承諾し、その費用を未成年者に渡している場合などは、契約に同意したとみなされるため、取り消しは困難です。高額な商品を購入する時は、できるだけ保護者も一緒に商品を選ぶようにしてください。

また、未成年者が契約時に「成年である」とうそをついたり、「保護者の同意がある」と偽った場合も契約を取り消すことができません。積極的にうそをついてまで契約をしようとする未成年者を保護する必要はないからです。

実際には事業者にうそを書くよう誘導される場合もあり、どの程度の言動が詐術に当たるかは、具体的な事例によって異なります。

最後に、「契約」はお互いの合意があれば口頭でも成立し、一度交わした契約はお互いに守る義務が生じ、未成年者だからといって簡単に取り消しできるものではありません。

子どもがお年玉など高額なお金を手にする機会に、お金の使い方や買い物のルールについて家族で話し合ってみるとよいでしょう。